

議会改革推進委員会 会議録

開催日	令和7年7月25日（金）
会議時間	午前10時00分 ～ 午前10時34分
開催場所	全員協議会室
出席委員等	[委員長] 平野 裕子 [副委員長] 敷根 文裕 [委員] 三谷 英継, 三井 義文, 石井 昇, 密本 成章, 松島 梢, 徳永 由美子, 岡村 芳樹 [オブザーバー] 村田 穰史（議長）
欠席委員等	なし
委員外委員	望月 庄子（副議長）
説明のため出席した者の職氏名	なし
議会事務局	[局長] 三室 隆行 [書記] 里吉 奏子, 秋葉 昌輝
協議事項	(1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について (2) 行政報告に対する質疑について (3) 次回の日程について

【決定事項】

- (1) 令和9年改選後のタブレット端末の活用について
タブレット端末の保証期間の一年延長（令和9年度分）について、必要か否かを各会派にて再度協議してもらう。
- (2) 行政報告に対する質疑について
課題について8月19日（火）までに各会派にて整理の上、事務局まで提出してもらう。
- (3) 次回の日程（協議内容）について
令和7年8月25日（月） 午前10時00分～

【令和9年改選後のタブレット端末の活用について】

- (1) 事務局説明
タブレット端末の保証期間の一年延長について、事業者から見積もりを徴取したところ、一台当たり年額3万2,000円で、保有している34台総額で108万8,000円となる。
また、全台一括で延長ではなく、一台ごとの延長も可能。
- (2) 各会派からの主な意見（保証の延長についての意見）
 - ・ 現在使用しているタブレット端末はまだまだ使用できると思うので、保証を延長の上、令和9年度も活用すべき。
 - ・ 改選後は「原則として各自で所有するPC、タブレットを活用する」こととし、改選後1年間においては、準備期間として、保証を延長したタブレット端末を希望する議員に貸し出すなどの対応ができればいい。
 - ・ 保証期間が切れるまで、まだ一年以上期間があるので、準備の時間は十分にある。延長するメリットが分からない。

- ・改選後の新しい議員で、持ち運べるタブレットかノートPCを所持していなくて、すぐ用意が出来ない場合に Sidebooks などが使用できず困るので、1年間延長するのはいいと思う。

(3) 質疑

(委員) 現在の保証期間はいつまでか。

⇒ (事務局) 令和9年3月31日まで。

(委員) 保証は月単位で延長できるのか。

⇒ (事務局) 月単位ではできない。

(委員) 次の改選後に新たに議員になった方に貸し出すということだが、次々回の改選時にも同様の措置をとるのか。

⇒ (委員長) 今回限り。

(委員) 保証の延長をしない場合でも改選までは使用できるのか。

⇒ (事務局) 導入時の想定では、保証期間終了後、改選までの間に故障等が発生した場合には、予備機6台で対応するとしていたので問題はない。

(4) 方向性 (次回協議事項)

タブレット端末の保証期間延長については、全台保証期間を延長するまたは延長しない以外にも、台数を減らして一部延長する案も考えられる。再度会派にて協議いただきたい。

【行政報告に対する質疑について】

(1) 事務局説明

緊急質問は、当初予想されなかった事態が発生し、それが当該団体にとって客観的に重要である場合に限り認められるものとされている。

佐倉市議会の会議規則第61条では、緊急質問に関して以下のように定められている。

- ・緊急質問を行うには、議会の同意（議決）が必要であること
- ・同意を得る際には、討論を行わずに会議に諮ること
- ・質問が趣旨に反すると認められる場合には、議長が直ちに制止すること

ただし、これら以外の具体的な手続きについては、会議規則には定めがなく、全国市議会議長会が作成した「標準次第書」にその手続きが掲載されているのが現状。

「標準次第書」によれば、議員からの申し出に基づき、議会が同意した場合には、緊急質問を日程に追加し、発言を許可するという流れとなっている。

(2) 委員長から課題提起

① 「緊急性」の判断基準が曖昧

緊急質問は、会議規則により「質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認めるとき」に限り、議会の同意を得て行うことができる。しかし、何をもって「緊急」とするかの判断は議会や議長の裁量に委ねられており、客観的な基準が不明確である。

② 通告の方法 (通告制度との整合性) をどうするのか

一般には通告書を必要とせず、議会の同意があればいつでも質問できるが、緊急質問といえども可能な限り議事整理、答弁の準備、運営の円滑化等から質問書を提出させる必要があるのではないか。また、会議規則第48条に「会議において発言をしようとする者は、あらかじめ議長に

発言通告書を提出しなければならない。」と規定されているが、そのルールとの整合はどうか。

③緊急質問が複数提出された場合の調整はどうすべきか

(3) 質疑

(委員) 佐倉市議会で緊急質問が行われた事例は。

⇒ (事務局) 平成 22 年以前に数回事例がある。

(4) 方向性 (次回協議事項)

委員長からの課題を含め、各会派に持ち帰っていただき、8月19日までに課題の整理をお願いしたい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 平野 裕子